

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会
第3回運営小委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月9日(水) 14:30～14:42
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室 (2階)
- 3 出席者
公益代表委員 3名(岩橋培樹、島袋秀勝、西村オリ工 敬称略)
労働者代表委員 3名(石川修治、知花優、野原陽子 敬称略)
使用者代表委員 2名(田端一雄、福地敦士 敬称略)
事務局 4名(嘉数労働基準部長、小池賃金室長、宜間賃金室長補佐、
柴垣労働基準監督官)
- 4 議題
 - (1) 沖縄県新聞業最低賃金外3業種に係る改正の必要性の有無について
使用者意見概要書について
産業別最低賃金改正決定の必要性の有無についての検討
 - (2) その他
- 5 添付
 - ・「第3回運営小委員会(議事録)」
 - ・「沖縄県新聞業最低賃金外3業種の特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(報告書)」

第3回運営小委員会（議事録）

○小池賃金室長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、これより「令和5年度沖縄地方最低賃金審議会第3回運営小委員会」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、各委員の出席状況でございます。公益委員が3名、労働者側委員3名、使用者側委員2名でございます。比嘉委員は欠席となっております。

最低賃金審議会令第2条により本委員会の定数は9名でありますので、本運営小委員会は、定足数を満たしていることをご報告いたします。

審議の進行につきましては、島袋委員長に引き継ぎたいと思います。よろしく申し上げます。

○島袋委員長

委員の皆様、お疲れ様です。

それでは、第3回運営小委員会を開催いたします。

まず、本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は石川委員、使用者側委員は福地委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

本日の議題ですが、1つは、産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る「使用者意見概要書」の検討になっております。もう1つは、沖縄県新聞業最低賃金外3業種の「産業別最低賃金改正決定の必要性の有無について」の検討、ということになっております。

それでは、本日の議題1についてですが、「自動車(新車)小売業」の「使用者意見概要書」について提出があったということですので、事務局の方から概要を紹介していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○小池賃金室長

資料の7ページに「自動車(新車)小売業」の「特定(産業別)最低賃金関係使用者意見概要書」がついております。

まず、業界の経済及び労働状況ということで、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、県経済は回復傾向にあります。自動車業界においては未だコロナウイルス感染症の影響や世界的な半導体不足、海外生産拠点でのロックダウンによる部品供給問題、ウクライナ情勢、円安による物価高などの影響を受け、車両生産が大きく遅延しており、販売や納車の長期化が大きな支障をきたしています。

自動車業界においては、人材確保は喫緊の課題であり、沖縄県を含め全国的に専門学校への入学者も減少傾向となり、今後も大きな課題と考えております。

継続的に企業においては、社員が安心して働ける環境整備をより一層追求していくことが必要不可欠で、企業にとっては大きな投資になると考えているということです。

次に、業界の賃金状況ということで県内自動車業界の発展を図る上で、賃金改定は必要と認識しておりますが、昨今の働き方改革と人材確保の観点からも、人材育成や職場の環境整備へ投資を優先すべきで、最低賃金上乘せは厳しい状況であると考えております。

最後に産業別最低賃金改正の意見要望ということで、労働者にとって賃金改定の重要性は理解できますが、今年度以降も続く業界の経済状況を鑑みると、企業にとっては環境整備改善への投資が急務であり、様々な分野で費用が発生します。

これらのことから産業別最低賃金を設定することは非常に厳しく、特に必要性は認められません。

以上でございます。

○鳥袋委員長

只今、事務局から「自動車(新車)小売業」についての「使用者意見概要書」の説明がありました。使用者側の方から、これについて補足等はございますでしょうか。

(委員 挙手)

はい、田端委員、お願いします。

○田端委員

「使用者意見概要書」の提出が遅れたのですが、説明等、改めましてありがとうございました。

今回、「自動車(新車)小売業」についての「使用者意見概要書」について事務局から説明があったとおり、「産業別最低賃金を設定することは非常に厳しく、特に必要性は認められません」と、それを踏まえて今回、使用者側委員としては、特定(産業別)最低賃金の設定の必要性が認められないということで、審議の必要性を認めないという考え方です。よろしく願いいたします。

○鳥袋委員長

はい、ありがとうございます。

只今の事務局の説明、また、使用者側の補足説明がありました。
これらについてご質問、ご意見等があればお願いいたします。

(委員 挙手)

では、石川委員、お願いいたします。

○石川委員

はい、石川です。本日、「自動車(新車)小売業」の意見概要説明が行われました。また先日、「糖類製造業」、「新聞業」、「各種商品小売業」の意見概要説明がありました。使用者側の皆様からご意見をいただきまして、そのご意見については、重く受け止めているところでございます。

今年度の審議会が始まる前に、昨年度に改定されました新聞業以外の業種につきましては、解消した方がいいというご意見も頂戴した中で、ぜひ、「申出」を行っている業種については、運営小委員会の中で議論していただきたいという我々労働者側の意見に対して、今回このような場所でしっかりと議論していただいたことについても感謝を申し上げたいと思っております。

今年の結果は、本当に大変残念ではあるのですが、また次年度、意向表明、また、「申出」が行われた業種につきましては、しっかりと、この運営小委員会の中で議論をしていただきたいと願っております。

よろしくお願いいたします。

○鳥袋委員長

ありがとうございます。その他、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(特になし)

はい、ありがとうございます。

それでは、これより対象となっている4業種の特定最低賃金の改正の必要性等について検討してまいりたいと思います。

これまでの使用者側の説明、労働者側、石川委員の説明を踏まえると、残念ながら4業種全てについて、改正の必要性について、労使の意見の一致が得られないという状況ですが、それを踏まえまして、報告をするという形でよろしいでしょうか。

(はい、の声)

残念ではありますが、本年度は4業種全てについて改正の必要性なしという形で、運営小委員会の方で取りまとめて報告をしたいと思います。

それでは、事務局の方で報告書案の準備があるため、しばらくお時間をいただきたいと思います。

しばらく休憩にしたいと思います。

(休 憩)

(事務局、報告書案の配布)

しばらくお読みいただきたいと思います。

(しばらくの間)

はい。それでは再開いたします。

只今、事務局が報告書案をお手元へ配布いたしました。ご覧いただき、その案のとおり、報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい、の声)

はい、ありがとうございます。

それでは、この報告書のとおり、8月14日、月曜日、16時から開催される「第4回沖縄地方最低賃金審議会」本審に報告したいと思います。

委員の皆様には、報告書の写しを事務局から配布いたします。

事務局の方、よろしく申し上げます。

(事務局、報告書写しの配布)

(しばらくの間)

本日の議事次第には、(3)「その他」とありますが、事務局から特にございますか。

(事務局、「特にございません」の声)

はい、ありがとうございます。

それでは、本日の全ての審議事項が終了いたしましたので、第3回最低賃金審議会運営小委員会は終了いたします。

委員の皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。



沖地最審小第3号
令和5年8月9日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会
委員長 島袋 秀勝

沖縄県新聞業最低賃金外3業種の特定（産業別）最低賃金改正
決定の必要性の有無について（報告書）

当委員会は、令和5年7月31日に、沖縄地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定期間（産業別）最低賃金については、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達しなかったことを報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

沖縄県新聞業最低賃金
沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金
沖縄県各種商品小売業最低賃金
沖縄県糖類製造業最低賃金

公益代表委員

委員長 島袋 秀勝
委員長代理 西村 オリ工
岩橋 培樹

弁護士
弁護士
琉球大学国際地域創造学部教授

労働者代表委員

石川 修治
知花 優
野原 陽子

連合沖縄副事務局長
連合沖縄事務局長
イオン琉球労働組合執行委員長

使用者代表委員

田端 一雄
比嘉 華奈江
福地 敦士

沖縄県経営者協会専務理事
株式会社Life is Love代表取締役
那覇商工会議所事務局長